

保管場所証明書業務委任契約書

第1条(目的)

委任者(以下「甲」という)は、受任者である行政書士高羽将弘(以下「乙」という)に対し、自動車の保管場所証明申請(以下「車庫証明」という)に関する業務を委任し、乙はこれを受任する。

第2条(委任業務の内容)

1自動車保管場所証明・自動車保管場所届出・自動車保管場所標章交付等に係る書類作成、申請、受領、及び加除訂正並びに再申請に関する一切の権限等

2復代理人選任に関する一切の権限

3申請対象自動車

車名:

車台番号:

登録番号:

第3条(委任期間)

本契約の委任期間は、契約締結日から車庫証明書の交付、又は交付後の引渡し完了日までとする。

第4条(報酬及び費用)

甲は、本契約の委任業務の対価として、乙に対し、報酬として下記の金額(消費税込み)を支払うものとする。

金 円(消費税込み)

甲は、別途、申請に必要な法定費用(申請手数料)および乙が負担した実費費用(交通費、郵送費など)を支払うものとする。

第5条(支払方法と支払期日)

甲は、前条に定める報酬および実費を、下記の銀行に振り込む方法で乙に支払うものとする。

指定銀行

支払期日 年 月 日

第6条(解除と反社会的勢力の排除)

1乙は、甲が本契約に違反した場合、または、業務の遂行が困難となった場合、本契約を解除することができる。

2甲は、乙が本契約に違反した場合、本契約を解除することができる。

3乙及び甲は、反社会的勢力に該当する又は関係を有すると判明した場合、催告なしに本契約を解除できる。

第7条(損害賠償)

乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、乙は、甲が被った通常損害について賠償責任を負うものとする。ただし、その賠償額は、本契約の報酬額を上限とする。

第8条(秘密保持)

乙は、本業務を通じて知り得た甲の個人情報および機密情報を、本契約の目的以外に利用せず、また第三者に開示しないものとする。

第9条(協議)

本契約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、円満に解決を図るものとする。

第10条(準拠法)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第11条(合意管轄)

本契約に関連して甲乙間に生じた一切の訴訟については、乙の住所を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

委任者(甲)

住所:

氏名: 印

受任者(乙)

事務所所在地: 愛知県春日井市勝川町五丁目九十九番地

事務所名: 行政書士鷹の道法務申請事務所

氏名: 高羽 将弘 印